

2015年6月12日
日本銀行
金融機構局
金融高度化センター

ITを活用した金融の高度化に関するワークショップ 第6回「法人IDとデータの活用」の様様

I. はじめに

日本銀行では、ITを活用した金融の高度化に関するワークショップを随時実施している。2015年5月13日に、その第6回となる「法人IDとデータの活用」を、以下のプログラムで開催した。

<プログラム>

▼ 開会挨拶 岩下 直行（日本銀行 金融機構局 金融高度化センター長）

▼ プレゼンテーション

「ISO/TC68 と Legal Entity Identifier (LEI)

— 国際規格：ISO 17442 を中心に —

紅林 孝彰（金融研究所 情報技術研究センター
情報技術標準化グループ グループ長）

「LEI について」

川越 洋 氏（株式会社 三井住友銀行 決済企画部 部長）

「BtoB 電子商取引で活かせる法人 ID とデータ活用」

中島 健 氏（株式会社 インフォマート 取締役 経営企画本部長）

▼ 自由討議

- 参加者については別添を参照。
- ワークショップにおける議論のポイントは、以下のとおり。

【今回ワークショップのポイント】

- ① マイナンバー法における法人番号や LEI (Legal Entity Identifier) といった公開される法人 ID の活用により、マネーロンダリング対策の効率化、商流ファイナンスの進展等の金融高度化が期待できる、との議論が展開された。
- ② 請求書の電子化の取組みが紹介された。また、従来の金融 EDI の議論では、受発注情報の業種毎の差異が問題となっていたが、業種にかかわらず統一が図りやすい請求書の電子化が進めば、金融 EDI は実現できる、との指摘がされた。

II. 開会挨拶（日本銀行 岩下 直行）

本日取り上げる法人金融取引は、現在の金融機関によるビジネスの中核分野とも言える。法人 ID は、その IT 対応におけるインフラとなるものである。その法人 ID をどう整備し、活用していくかについて、最初に私から問題提起をしたい。

1. 様々な法人 ID

わが国において法人企業を特定、識別するための ID には、すでに様々なものがある。例えば、会社法に基づいて設立登記されている全ての法人企業には、12桁の「会社法人等番号」が付与されている。民間企業 ID としては、信用調査会社である帝国データバンクと東京商工リサーチが、各々「TDB 企業コード」と「DUNS ナンバー」を提供している。「TDB 企業コード」は対象企業が国内に限定されているが、金融業界で広く利用されている。一方、「DUNS ナンバー」は国際的な番号体系の日本向け利用となっており、国際標準機関が利用を推奨しているなど、それぞれ特徴がある。

2. これから追加される法人 ID

これらの企業 ID に加えて、①マイナンバー法による法人番号と、② LEI がさらに追加される。すでに多くの種類の ID が付番されているところへの追加ではあるが、今回追加される2つの法人 ID は、むしろ、その整備をもって初めて金融機関の法人データ活用ができるようになる、重要なアイテムとな

り得る。

このうち、①マイナンバー法による法人番号は、すでに付番されている「会社法人等番号」にチェック・デジットの1桁を追加した13桁の数字が税務などに利用されるというだけで大きな変化はないように見える。しかし、重要な相違は、この法人番号と法人の名称、住所の「基本3情報」がインターネット上に公表されるという点である。従来の「会社法人等番号」が当該企業の関係者以外にはあまり知られていなかったのに比べ、法人番号が大きなインパクトを持つと言われるゆえんである。

また、② LEI (Legal Entity Identifier) は、公的機関がグローバルに法人企業を識別できるように設計された ID であり、かつ規制当局主導で普及が進められてきた。こういった特徴を持つ法人 ID はこれまで存在しなかったため、これもまた、新たなインパクトを持つと考えられる。

3. マイナンバー法による法人番号

国税庁が公表している FAQ をみると、個人番号(マイナンバー)と異なり、法人番号については「どなたでも自由にご利用いただくことができます」と掲載されている。

法人番号は、法務省等の情報をもとに、国税庁が付番し、政府共通プラットフォームで公表される。300万社を超える法人名とその住所を含む、csv ファイルで 1.3GB に及ぶデータがダウンロード可能になる。

法人番号の活用は、まず税務から始まるが特に消費税の仕入税務と控除において利用されることに着目したい。日本の消費税では、当初、帳簿方式(帳簿保存が仕入税額控除の要件)が採用されたが、2007年の改正によって、請求書等保存方式が採用されている。これは、従来必要とされた帳簿の保存に加えて、請求書等の取引の事実を証する書類の保存を税額控除の要件とする方式である。

この請求書等保存方式は、欧州で使われているインボイス方式に近いものとなっている。欧州のインボイスの要件は、日本の請求書等とほぼ同じであるが、法人番号が入っている点が重要な相違である。

法人番号が消費税の税務で幅広く利用されれば、他の法人 ID よりも身近な

存在になる可能性が高い。法人番号の普及は、様々な取引の電子化を促し、その波及として、金融 IT でも利用が広がると思われる。

4. LEI について

2010 年から 11 年にかけての初期の段階の LEI の構想は、金融危機を受けての規制対応によるものであった。2010 年に、LEI について、米国財務省金融調査局（OFR : Office of Financial Research）が示した要件や FRB のスタッフによる論文では、既存の各国の法人 ID 制度を繋ぎ合わせるのではなく、国際付番機関から統一的な ID を付番し、さらに資本関係等のデータを取り入れて、金融データにおける linchpin（かなめ）を作ろうというものであった。その後、どういう議論を辿ったかは、本日のプレゼンターである金融研究所の紅林グループ長と三井住友銀行の川越さんに解説いただきたい。

5. 法人データの活用と法人 ID

金融機関は、従来から自らの管理体系をもって法人を識別してきた。預金取引であれば預金口座番号が使われている。与信取引では、顧客側も認識していない金融機関内の独自コードで管理している例も多いようである。外部の信用調査機関の情報と照らし合わせる際には、TDB 企業コードのような民間の法人 ID を用いるが、それは与信判断の情報収集や新規取引先開拓のような特定のタイミングに限られ、日常的に外部で使われている法人 ID を意識することは少ないようである。

これは、現在の金融機関の情報ネットワークが各金融機関の内部で閉じており、かろうじて開いている部分も業界内の為替取引程度であって、金融機関内、業界内で取引先企業を特定できれば十分である、という実態を反映している。

メールアドレスや電話番号といった外部の ID で、特定の個人や法人を識別する必要があるのは、メール網や電話網といったオープンな環境で利用するからである。身内でおしゃべりしているだけであれば、ニックネームでも十分である。同様に、金融機関が内部で利用するだけであるならば、外部の汎用な ID は必要ない。

しかし、法人同士がインターネットのようなオープンなネットワークの中

で、自らを特定するための ID を日常的に利用するようになれば、それを活用した法人金融業務の新たな手法が考えられる。マイナンバー法による法人番号は、公表され、税務での利用が予定されていることから、そうした変化を生み出す可能性がある。

法人 ID を活用するビジネス展開の一つの例として、請求書の電子化に取り組んでいる株式会社インフォマートの中島さんからプレゼンテーションをしていただく予定である。プレゼンテーションにある構想が仮に実現した場合に、金融 IT がどのように対応するか、皆様のお考えをお聞かせ頂ければと思う。

Ⅲ. プレゼンテーション要旨

1. 「ISO/TC68 と Legal Entity Identifier (LEI) — 国際規格:ISO17442 を中心に —」

(日本銀行金融研究所 紅林 孝彰)

日本銀行金融研究所は、ISO/TC68 の国内委員会事務局を務めており、本日はその立場からお話をしたい。

(1) ISO/TC68

ISO とは国際標準化機構 (International Organization for Standardization) のことであり、1947 年に設立された非政府組織である。166 か国から一国一機関が参加しており、日本では日本工業標準調査会 (JISC) が加入している。

ISO には分野毎に専門委員会 (TC : Technical Committee) が設置されており、このうちの金融サービス専門委員会が TC68 である。この TC68 の下には、3 つの分科委員会が設置されているが、LEI については TC68 本体で作られた国際規格であり、ISO17442 という番号が割り振られている。

ISO/TC68 国内委員会は、金融機関や IT 業界、学界などから 90 名ほどのメンバーで構成されている。日本銀行金融研究所は、この委員会の事務局として、①国際標準化を巡る情報を国内メンバーに還元しているほか、②日本としての意見を集約したうえで国際会議に提案を行っている。

(2) Legal Entity Identifier (LEI)

① LEI とは

LEI は国際規格である ISO17442 において定義されている金融取引主体を特定するための識別子、「Legal Entity Identifier」のことである。LEI と LEI に紐付けられて記録される企業名、住所等の付随情報は公表され、誰でも自由に無料で利用することができる。

LEI 導入の背景には、リーマンショックの時に店頭デリバティブ取引の状況を把握できなかったとの反省がある。店頭デリバティブ取引に関し、欧米では LEI での報告がすでに義務付けられている。

② グローバルな LEI システムの枠組み

グローバルな LEI システム (GLEIS : Global Legal Entity Identifier System) は、3 層構造になっている。1 つめの層が規制監視委員会 (ROC : Regulatory Oversight Committee) であり、主な役割は LEI の運営にかかる方針や基準を定めることで、中銀・当局が中心となっており、日本からは金融庁と日本銀行がメンバーとなっている。

3 つめの層は各国の付番機関 (LOU : Local Operating Unit) である。日本では東京証券取引所が付番機関となっており、今年の 8 月から付番業務を開始している。

真ん中の層にある中央運用機関 (COU : Central Operating Unit) が、各国の付番機関が統一的な基準に沿って業務を行えるように、これらを束ねる役割を果たす。運営主体として、グローバル LEI 財団というスイス法に基づく財団が昨年 6 月に発足している。この後プレゼンテーションされる川越さんはこの財団の理事である。

こうした 3 層構造で、各国の自由な運用を可能としつつも、国際的な統一基準に従って運用していくという「連邦型」のモデルとなっている。

③ LEI のコード構成と付随情報

ISO17442 では、LEI について次の 4 点を決めている。1 つめは、誰が LEI を取得できるかということである。基本的には法人、あるいはファンドといったものが取得できる。自然人は含まれないとされている。

2 つめは、LEI は 18 桁の英数字と 2 桁のチェック・デジット (システムトラ

ブル等でコードが不正に変更されていないかをチェックするもの)で構成されることである。

3つめは、チェック・デジットの計算方法である。

4つめは、LEIに紐付けて登録される付随情報についてである。具体的には、正式名称、本店所在地等となっている。ここまでが、国際規格として定義されている。

この国際規格に基づいて、FSBや規制監視委員会がLEIの詳細を決めてきた。FSBは18桁のコードの内訳を決めた。1-4桁は付番をどこで行ったかを示すコード、5-6桁は予備のコード、7-18桁が取引主体を特定するコードとなっている。一方、規制監視委員会は、ISO17442の付随情報の項目に追加する形で、組織形態やLEIを管理する付番機関の登録フォーマットを決め、昨年6月に公表している。

④LEIの例

資料には、東証のサイトで開示されているトヨタ自動車のLEI情報を具体例として掲載している。LEIは自由に持ち運びができるという話があったが、移管元LOUというところをみるとGMEI(Global Markets Entity Identifier)となっており、トヨタの場合は米国の付番機関からLEIの発行を受けて、現在は東証に管理を委ねているということがわかる。東証のサイトでは、ここに登記番号も一緒に記載している。

⑤現在進められている取組み

ISO/TC68では、株式会社や有限会社等の組織形態を分類、定義、コード化し、管理手続きを含めて国際規格化することを検討している。これにより債務不履行がもたらす影響などのリスクの捕捉や、名称のみでは識別が困難な類似した法人の識別にも役に立つと考えられる。

一方、規制監視委員会では、LEI保有主体の直接親会社および最終親会社に関する情報を収集し、保存する枠組みを検討している。市中協議を経て本年の末頃に情報収集が開始されることになっている。親会社の情報が入ることで、金融取引主体間の関係をより把握しやすくなることが期待されている。

2. LEI(Legal Entity Identifier)について (三井住友銀行 川越 洋氏)

LEI については、欧米では少しずつ認知が進んでいるが、日本ではまだ認知度が低い。この機会に LEI について認識していただき、活用についての意見を頂戴し、国際的な議論に反映させたいと考えている。

(1) 歴史

LEI については、2008 年の金融危機を受けて議論が始まり、2011 年のカンヌサミットでの勧告、2012 年のロス・カボスサミットでの承認というプロセスを経て、規制監視委員会 (ROC) ができ、中央運用機関 (COU) であるグローバル LEI 財団が立ち上がった。財団そのものの設立は今年の 6 月であるが、これに先駆けて 2014 年 1 月に財団の理事が FSB から承認されている。

(2) 付番機関について

付番については、現状は暫定的な形で、規制監視委員会の承認のもとで、日本であれば東証が付番機関として LEI を発行している。今年 1 月時点で 34 万件の LEI がすでに発行されている。

暫定的な運用となっているのは、LEI 組織の 3 層構造の中段の中央運用機関が本格的な活動を始める途上にあるためである。そのため、現状は、規制監視委員会の承認に基づいて、各国の付番機関が付番業務を行っているが、中央運用機関である財団が本格的に活動を始めると、付番業務についても財団と付番機関との間の契約に基づいて行われることになる。財団としては年内に本格運用に移りたいとして準備を進めている。

(3) 組織について

SWIFT や CLS も共同出資による民間の組織であるが、公的なインフラでもある。LEI についても、設立者が FSB であることや当局報告での活用から始まっていることなどから、より公的性格が強いことが特徴となっている。

財団は「Global LEI Foundation」が正式名称で、スイスで設立登記をされている。現在 16 名の理事が任命されており、米州、欧州、アジアとその他地域の 4 地域から 4 名ずつ、地域バランスを考えて選出されている。アジアについては日本のほかに中国、韓国、インドからそれぞれ選ばれている。各理事の出身も、金融機関だけではなく、大学の先生であったり、大企業の会長で

あったり、IMF などの当局者であったりとバラエティに富んでいる。規制監視委員会からは米国財務省、仏中銀、日本の金融庁がオブザーバーとして会議に参加している。

(4) 利活用についてのポイント

LEI をどのように活用していくかについては、公的利用と民間利用を分けて考えられる。

公的利用については、まず、デリバティブや証券取引に関する報告は、すでに欧米で義務化されている。それ以外では、マネロン対策、商品先物取引、国際収支などの報告関係で今後の活用が想定されている。また、政府機関などの公的調達 (Public Procurement) において、購買の相手方を認識するためにこのコードを活用することが想定されている。

民間利用では、リスクマネジメントと事務の効率化での活用がポイントになる。例えば、リスクマネジメントでは、金融機関が取引相手の信用を評価する際に、グローバルな名寄せ等に使うことで、より正確に、より効率的にリスクの把握ができる。事務の効率化に関しては、社名等の文字で認識して処理するよりも、数字で処理する方が事務面での省力化効果が期待できる。

また、e-Commerce などでの活用も想定される。サプライチェーンの中の取引主体を一意的コードで認識できるということに大きな可能性があると考えている。その活用についても、我々のミッションとして今後検討していくことになる。

(5) LEI のコンセプト

LEI の最も大事なコンセプトは、「Open Data License」ということである。LEI では情報を公開して皆さんに活用していただくことをコアミッションとしている。法人番号は日本国内での付番であるが、経済活動がクロスボーダー化することにより、国際商取引や電子的な非対面取引など、将来的に LEI が活用できる局面は拡大していくと考えられる。

3. 「BtoB 電子商取引で活かせる法人 ID とデータ活用」(インフォマート 中島 健氏)

当社は、1998 年の創業から 17 年間、フード業界（外食、食材卸・製造など）の受発注システムに関するプラットフォームの整備に注力してきた。当社のビジネスコンセプトは、あらゆる BtoB（企業間電子商取引）に関する標準化を進めるというものである。私自身は、三菱東京 UFJ 銀行を経て 2010 年に当社に入社した。

本日は、これまでの当社のビジネス展開の概要、法人 ID の普及によってどのような将来が描けるのか、さらには商流と金融をどのように結びつけていくべきなのか、について説明したい。

(1) 当社の業務概況

現在の顧客は、約 3 万 7 千社である。これらの顧客が当社の受発注システムを使って取引している金額は、約 1 兆円であり(2014 年度)、これは外食産業における年間総仕入金額約 7 兆円の 14%程度に相当する。外食産業の年間総仕入額の残りの部分は、電話・FAX による受発注が約 80%程度、大手企業の自社開発システムによる受発注が 5%程度、同業他社のシステムによる受発注が 1%程度とみている。

(2) 当社の事業コンセプト

① 共通システムの導入によるコスト削減

中堅・中小企業の電子商取引化については、すでに独自のシステムを開発・運用している取引先の大手企業に合わせざるを得ないという状況にある。このため、中堅・中小企業では、取引の相手先毎に異なるシステムを用いて、異なるユーザーID、パスワードを用いて取引を行うのが普通である。これは、多くの中堅・中小企業にとって多大な負担となっている。

こうした状況の中で、当社は、多くの企業が共通して使うことができる BtoB プラットフォームを開発し、これら企業に提供することで、中堅・中小企業の事務負担を軽減し、それによって BtoB の取引における公平性・中立性の確保、セキュリティ対策、コスト削減を実現していくことを目指している。

当社は、これからの時代の BtoB システムは、自社独自で開発する（開発した企業にとっては）100 点満点のシステム構築を目指すのではなく、ある程度

共通化された同じシステム（個別の企業からみた使いやすさの点では 80 点程度のもの）を皆が使うことで、結果的に莫大なコストの節約を実現できると考えている。受発注ビジネスなどのインフラは、コスト効率がよいものが求められており、そこで節約した経営資源をより戦略的に使っていくことがビジネス上より重要である。こうした考え方は、結果的に、企業にとっても、社会にとっても生産性の向上・時短・コスト削減・ペーパーレスなどの点でメリットをもたらすはずである

②取引のマッチングの難しさ、システム普及の鍵

当社のフード業界向け受発注システムは、見積もり、発注、代金請求までのすべての過程をこなせるものとなっている。

このシステムが普及する過程では、1 対 1 のサプライヤー・バイヤーのペアで導入するのではなく、1 対多数の既存取引先同士の組み合わせで導入されることが多い。当社では、営業戦略として、1 社のユーザー（契約先）に狙いを定め、その多数の取引相手（無料でシステムを利用可能）を含めて企業集団でシステムの導入を働きかける手法でユーザー数を増やしてきた。

新規の顧客を獲得できたとして、その企業の取引先をシステムに登録するうえで、当社システムの既存ユーザーとのマッチングを行う必要が生じるが、これが大変な作業となっている。実際のマッチング作業は、顧客の名前や住所をキーに行うが、新規顧客から受け取る取引先の情報が自社の有する情報とうまくマッチングできないことが多々ある。こうしたマッチングの難しさは、同じ商品でも買い手と売り手で名前の付け方が異なるなど商品レベルでも生じている。

③法人 ID の導入と企業間電子商取引の拡大

社会全体で共有される法人 ID の導入により、こうしたマッチングの困難さの大幅な低減が期待できる。システム上での「企業同士の紐付け」がうまくいき、取引効率が改善されれば、多くの企業の間で法人 ID の活用がさらに進む。そうした循環の中で、企業間電子商取引も着実に拡大するだろう。

当社では、法人マイナンバー制度の導入前の現在でも、取引先の紐付けを容易にする仕組みを一部導入している。これは、顧客が自分の取引先リストを当社のシステムにアップロードすると、すでに当社のシステムの中で紐付

けが完了している取引先のリスト、未だ紐付けができていない取引先のリスト等が自動的に示されるといった仕組みである。こうした仕組みも法人マイナンバーが使えるようになれば、よりいっそう精度が高められる。

(3) BtoB 電子請求書プラットフォーム

① 請求書の電子化への取組み

2014年にリリースし、現在、当社が進めている電子請求書システム（BtoB電子請求書プラットフォーム）は、フード業界に限定した受発注システムとは異なり、全業種を対象としたものである。このシステムでは、請求書の電子化を発行および受取の双方で実現している。

当社は以前から受発注システムをフード業界から他の業態にも拡充していきたいと考えていたが、業界の垣根を越えた展開は、それぞれの業界固有のニーズが想定以上に多く、難しかった（この点に関しては、当社の受発注システムを低コストでカスタマイズがし易いものに作り変える予定にある）。このため、まずは、受発注システムに比べ仕組みが簡単で導入のハードルが低い電子請求書に用途を限定して複数業界への展開を図るという戦略を採った。請求書に限定した電子化に取り組んでみると、請求書の電子化だけでもかなりのメリットがあるという声が多くのお客様から聞かれている。

② 請求書電子化のメリット

請求書の処理業務における悩みには様々なものがある。まず、請求書の受取側の悩みとしては、大量に送られてくる請求書を整理し会計システムへ仕訳入力を行い、支払いをする業務の煩雑さである。手作業によるミスが発生するとさらに大変になる。

一方、請求書の発行側の悩みとしては、請求書の作成、印刷、封入、発送に多数の手間と時間がかかること、請求書が先方に届いているか、予定どおりの入金されるかがわからないことなどである。

また、受取側、支払側に共通して、請求書等の保管にかかる手間とコストの問題があげられる。当社のシステムを用いることで、こうした悩みを一挙に解決できる。

③BtoB 電子請求書プラットフォームの仕組み

当社のシステムでは、請求書の発行担当者は、当社のクラウド上に請求書の原本を作成する。この請求書は、電子帳簿保存法に沿って7年間保存される。請求書が作成されると受取側に請求書が発行されたことを知らせるメールが通知される。この際の実取側の相手は購買担当者となる。この人が請求書の内容をチェックすると、承認者である上司、その次には支払を行う経理部署にメールが通知され、それらの関係者が請求書を閲覧する（当社のシステムには社内承認手続きが組み込まれている）。

従来の紙ベースの処理においては、請求書の受取側の経理部署は、支払の期限が迫っても、手元に請求書がきていないのに対し、自社の購買担当者の机の引出に眠っているのか、取引先が発送していないのか等を含め、確認に手間がかかっていたが、そうした悩みが解消される。

請求書の発行側では、取引先からの入金がないことを認識するのは経理の担当者であるが、支払の督促は、取引先との関係への配慮が必要な事柄であるため、営業の担当者が行うのが通常である。当社のシステムでは、入金督促を行う場合、まずは営業担当から相手先の窓口に自動でメールによる問い合わせを行い、それでも入金がなされない場合に正式な督促処理に移行するなどのきめ細かな対応をシステムに登録しておくことができる。

こうしたきめ細かな処理を行うには、関係者全員に ID を付与しておく必要があるが、当社のシステムでは、登録企業の営業、経理などの関係者全員が ID を持てる点が特長となっている。

④BtoB 電子請求書プラットフォームの普及状況

当社のシステムを導入した企業の取引相手先（非契約先）は無料でこれらのサービスを受けられる。しかし、基本的に請求書事務が電子化される相手先は契約先の1社に過ぎないので、非契約先には本来あまり大きなメリットはない。この電子請求書システムの普及の鍵は、こうした非契約先のユーザーにこのシステムを積極的に使ってもらえるかどうかにかかっている。この普及促進に関する当社独自のノウハウが電子請求書システムの利用拡大に貢献している。

電子請求書システムの導入実績としては、現在、受取モデルの契約先が381社、発行モデルの契約先が153社となっており、受取側の方が多い（受取モデ

ルは当社以外に類似サービス提供者は存在せず。発行モデルは競合他社は多数存在)。これらの契約先の相手先となる登録企業数は約 24 万社になっている。この 24 万社のうち約半分が現時点ですでに請求書の発行を行っており、その他の先も順次取引を行っていく見込みである。

請求書システムの利用増加ペースは非常に速く、3 年以内にフード業界の受発注システムを上回る規模に成長するのではないかと予想している。

(4) 将来的な金融ソリューションの提供

今後、電子請求書システムに様々な金融ソリューションを追加していく予定である。詳細はまだ決まっていないが、インターネットバンキングとのリンクやメガバンク等金融機関が提供する決済関連サービスとの連携などが想定される。

また、先行き電子請求書と電子記録債権との連携を考えている。電子記録債権の普及はなかなか進んでいないが、電子請求書システムの普及がこれを助ける可能性がある。電子請求書システムに慣れているユーザーは、電子記録債権の利用にも抵抗が少ないと思う。将来的には、商流ファイナンスやネットィングを含めた様々な金融取引を視野に、フード業界の枠を超えて積極的に取り組みたいと考えている。

IV. 自由討議要旨

1. 請求書の電子化と金融 EDI への展開

- ・ 複数の金融機関が売掛金の消込みサービスを提供している。当行でその活用促進を目的に顧客企業の声を見ると、共通してニーズがあるのは請求書管理の部分である。受発注の部分は、業界毎に違っているため、受発注から送金までをつなげた金融EDIは実現しにくい。本日の説明にあったように請求書部分を共通化して、そこから先の金融EDIを考えるのであれば、実現できると感じている。
- ・ 金融EDIについて、企業の方と議論をすると、金融機関に対して、業界別の決済システムを作りたいとの要望が多い。ところが、そのコストを誰が負担するのかといった議論になると、話が進展しないとの状態が長年続い

てきた。本日紹介のあったインフォマート社のシステムが、その突破口になるのではないかと感じた。

- ・ 当社は自動車業界において金融EDI連携を進めている。こうした仕組みがなくて本当に困っているのは中小企業なのだが、金融機関にはその声が届いていない。本日の説明にあったインフォマートの取組みは心強く思う。「EDIは業界毎にまちまちであっても請求書は業界を問わず同じ」というのは、良いところに目をつけたと思う。
- ・ 民間企業間の請求書情報といった企業秘密に属するかもしれない情報を、役所、業界団体、金融機関以外の機関が集中して預かるビジネスモデルは他に類をみない。情報を預ける企業からの信用をどのように得ているのか。

—— 本質問に対し、中島氏から次のような回答があった。

信用を得るには実績を積むしかない。自前の受発注システムを持っている大手外食企業は、なかなか当社の相手をしてくれなかったが、数年前から利用してくれるようになってきている。その背景は、ISOを取得しているとか HACCP¹を取得しているからではなく、当社のフード業界における17年の取引と情報管理の実績にあると思っている。

2. 法人 ID の活用の可能性

- ・ 法人番号の利用により、従来の産業連関分析のような産業毎ではなく、企業毎の連関分析ができるようになるだろう。そしてこれは、今、地域金融機関が真剣に取り組んでいる地方創生に使える。法人番号をうまく使えば、地域経済の活性化にとって中核となる企業を見つけ出し、そこに資金を供給することで、地域の発展につなげられるのではないかと思う。
- ・ ネットワークの活用拡大は、地域金融機関の立場からは懸念がある。ネットワークによって情報の収集が容易になると、最も強い者が全ての情報を総取りする可能性がある。すなわち、大半の情報が海外や東京に集められて、地方には何も残らない恐れがある。そこで、地方で情報を循環させるために、

¹ Hazard Analysis and Critical Control Point. 食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程の段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。

ある特定のセグメントの横の連携だけでなく縦の連携も作りたいと考えている。具体的には、地方自治体と地元の企業を結ぶBtoBである。例えば、この地域版のプラットフォームに自治体の発注情報を載せれば、POファイナンス²ができるようになる。

- ・ LEIは、ビッグデータによる新しいビジネスの発見に活用できる。米国の大学の研究には、Web上の情報等を駆使し、蜘蛛の巣のようなサプライチェーンのネットワークの中から、米国の自動車メーカーであるビッグ3の1次下請けや2次下請けを発見するといったものがある。LEIが普及し企業間の紐付けが的確に行われるようになれば、こうした分析はより精緻なものとなる。

また、最近の米国では、政府の公表データを活用したビジネスが流行っている。例えば、天気の詳細データ、土壌の詳細データ、農産物の生産量データを組み合わせることで「農業保険」を作るといったビジネスである。

- ・ 法人番号の活用として、新たな信用情報機関を作る動きが出てきている。例えば、(株)日本信用情報機構（JICC）や(株)シー・アイ・シーのような信用情報機関では、内部で名寄せをして、信用情報を蓄えている。法人番号が使用できるようになれば、Web上のいわゆるビッグデータを使って、簡単に信用情報を提供できるようになるので、今後、参入業者が多数出てくるものと思われる。その際には、データの正確性や機関自体の事業者としての信頼性が問題となるので、最終的には、既存の信用調査機関が今までの実績と組み合わせることでより良いサービスを提供するようになるの見込んでいる。

- ・ 以下の2点において、法人番号やLEIの活用に期待を寄せている。

1点目は、合理化である。例えば、金融機関が取り組んでいるAML³では、振込依頼人に問題がないかを確認するため、依頼人名の規格化処理を行なう必要がある。それに法人番号やLEIを活用できれば、かなりの効率化になる。

2点目は、新たな価値創造である。当行グループでは自行の顧客以外の企業からの資金の流れについて、その企業をIDで識別し、外部データとマッチングすることにより、商流の詳細な把握を試みている。今はカナ名でマッチングしているため、紐付かないものが数割は存在してしまうが、法人番号やLEIが利用できれば、商流の把握とそれに基づく金融ビジネスが容易になる。

² Purchase Order Finance. 発注情報をもとにした融資。

³ Anti Money Laundering. マネーロンダリング行為の防止。

- ・ LEI等の法人IDに関しては、これまでは主に金融機関におけるAMLやグローバルなリスク管理での活用の観点から捉えていた。もっとも、本日のワークショップを通じ、法人IDは、リスク管理といった守りの側面と、マーケティングといった攻めの側面の両輪で活用されていくことが期待できると感じた。

3. 事業所単位での法人 ID の必要性

- ・ 金融EDIで必要とされているのは、法人単位の特定ではなく、事業所等の請求単位での特定である。したがって、法人番号の利用と金融EDIの実現の間には、まだいくつかのステップが必要であると感じている。
- ・ 当該資金がどの地域から送られてきたのかをみたい時、大企業の場合、法人番号やLEIの粒度では、全て都心からきたようにみえてしまう。もっとも、依頼人の実際は、新潟県内にある大企業の事業所であったりする。地方創生を考えた場合、法人IDの採番をどうにかする必要がある。その1つの解を金融機関はすでに持っている。具体的には、金融機関では、「顧客番号」、「名寄せ番号」、「世帯番号」を管理している。ここで言う「顧客番号」が事業所、「名寄せ番号」が法人、「世帯番号」がホールディングス等に該当する。こうしたフレームワークを法人IDの管理に活用できないかと思う。
- ・ 法人番号には事業所を示す細部コードが存在しない。金融機関をみても、支店の数は何十、何百と存在する。そのそれぞれを独立した主体と捉える必要のある取引が結構存在する。行政の例をあげると、労働保険や雇用保険は事業所単位である。

法人番号については、活用対象を事業所単位まで拡大するための検討が別途行われているようであるが、すぐに対応されるわけではないようである。
- ・ 欧米では支店単位の付番や事業性個人に対する付番が必要であるとの意見が出ていると聞いている。

4. 法人 ID の社内での統一と社外とのリンク

- ・ 当社には、27の事業所と900社程の関連企業がある。私が入社した頃には、各事業所がばらばらの経理システムや資材システムを持っていた。20年かけて色々なものを統一してきたが、その一つが法人コードの統一である。新た

に取引を行う際には、登録先かどうかを確認し、付番をし、データベースを作る作業を地道に行って、取引先30万社以上を登録した。そのシステムは、今も稼働している。

コード統一を含めグループ内でのシステム統一の過程では、共通化が可能な領域を「非競争領域」、それ以外を「競争領域」として整理をした。例えば請求書を作るとか税務署関係の書類を整えるといったものは、半導体を作る事業所でもプラントを作る事業所でも同じであり、各事業所の利害関係を調整することで共通化できる「非競争領域」である。一方、半導体事業とプラント事業では、異なる部分もあるわけで、そこはそれぞれの事業が「競争領域」として作り込んでいった。

- ・ 当社社内では、取引先の番号を10桁で持っている。その中には得意先の工場コード等の物流に必要な情報が含まれている。他社とEDIのやり取りをする際には、この社内コードを帝国データバンクのコードに変換している。国税庁から法人番号を使うようにと示唆があったが、法人番号は13桁であるのに対し、社内の仕組みは帝国データバンクのコード（9桁）に合わせて作ってあるため、システム的な対応が必要になる。

5. LEI の課題等

(1) 法人番号と LEI の共通化

- ・ 法人を特定するID自体が統合されることが望ましい。すでにLEIを取得している先は仕方がないが、LEIが付番されていない先は、法人番号をLEIに入れ込むことで、LEIと法人番号の共通化が図れるのではないかな。
- ・ 法人番号とLEIの統合は難しいと思う。しかし、複数の種類の番号をリンクさせ、両方を使うことが、従来に比べ相対的に安いコストでできるようになっている。そうした対応が現実的である。

(2) 登録のコスト

- ・ LEIの利用にはコストがかかるのか。

—— 本質問に対し、川越氏から次のような回答があった。

付番機関によって LEI の取得コストはまちまちである。基本的には登録時に手数料がかかる。また、年次で更新をする際にも手数料がかかる。

年次更新はデータの正確性を担保するための仕組みである。LEI の運営に関しては、「non-profit, cost-recovery model」を謳っており、付番機関も含めて、収益は追わないが、データベースの構築・運用のコストについては賄っていかねばならない。

(3) 普及対応

- ・ 金融機関間の国際的な通信手段となっているSWIFTでは、メッセージ形式の一部で、LEIの活用が検討されており、早ければ来年の11月頃には実用化される見通しにある。
- ・ 欧米の金融機関では、LEIを使った当局報告がすでに求められているが、システム等を含め、LEI対応はどのように進んでいるのか。

—— 本質問に対し、川越氏から次のような回答があった。

欧米の金融機関のシステム対応までは把握していない。大手外銀から派遣されているグローバル LEI 財団の理事は、内部データの管理面でのメリットが大きいとのスタンスでLEIの議論に参加している。欧米では、日本よりも統合や合併、買収の機会が多い。例えば合併先の与信と自行の与信の総額を瞬時に把握するうえで、共通のコードがあれば非常に便利であるといったことから、前向きに対応していると思う。

- ・ 現在、LEI発行数は34万件と、全世界の法人数からみれば、まだごく僅かである。広く取得してもらうことが最初のハードルになっている。LEIの普及には公的なサポートが重要であるので、よろしく願いしたい。
- ・ 共通システムの普及は最初が肝心であり、短期集中的に対応する必要がある。法律で強制できないのであれば、「使えば得をする、使わなければ損をする」ことを明確にわかってもらう形にする必要がある。

6. その他

- ・ 関税が撤廃され、物理的にはシングル・マーケットになっているEUにおいて、半年程前より「デジタル・シングル・マーケット」が議論されるようになってきている。国をまたいだ「デジタル・シングル・マーケット」に取り組むのは、おそらくEUが初めてであり、注目している。

現在、EUにおいて、法人番号の取り扱いは未検討のようである。EU加盟国は、それぞれが個人番号制度を有しているが、エストニアやデンマークで

はすべて公開されている一方、ドイツではほぼ非公開となっている。これらを統一するだけで大変なことであると思う。

なお、わが国が関係するTPPにおいても、「トランス・パシフィック・シングル・デジタル・マーケット」を目指していくことになると思うので、これにも注目している。

以 上

(別 添)

ワークショップ参加者（敬称略）

（プレゼンター）

紅林 孝彰 日本銀行 金融研究所 情報技術研究センター 情報技術標準化グループ
グループ長
川越 洋 株式会社 三井住友銀行 決済企画部 部長
中島 健 株式会社 インフォマート 取締役 経営企画本部長

（招待参加者）

影井 智宏 株式会社 浜銀総合研究所 情報戦略コンサルティング部 ビジネスア
ナリティクス研究室 主任研究員
梶浦 敏範 株式会社 日立製作所 情報・通信システム社 上席研究員
加藤 毅 株式会社 横浜銀行 営業企画部 マーケティンググループ グループ長
兼子 邦彦 小島プレス工業株式会社 総務統括部 参事
島田 直貴 株式会社 金融ビジネスアンドテクノロジー 代表
瀬田 和則 株式会社 みずほ銀行 e-ビジネス営業部 部長
森 剛敏 株式会社 三菱東京UFJ銀行 決済事業部 決済管理グループ 次長

（日本銀行）

鈴木 淳人 金融研究所 制度基盤研究課長
田口 哲也 金融機構局 金融データ課長
志村 秀一 金融機構局 考査企画課 システム・業務継続グループ長
岩下 直行 金融機構局 金融高度化センター長
山口 省藏 金融機構局 金融高度化センター 副センター長